

合理的配慮（根拠に基づく環境調整）

の申請手続きについて

東京女子大学

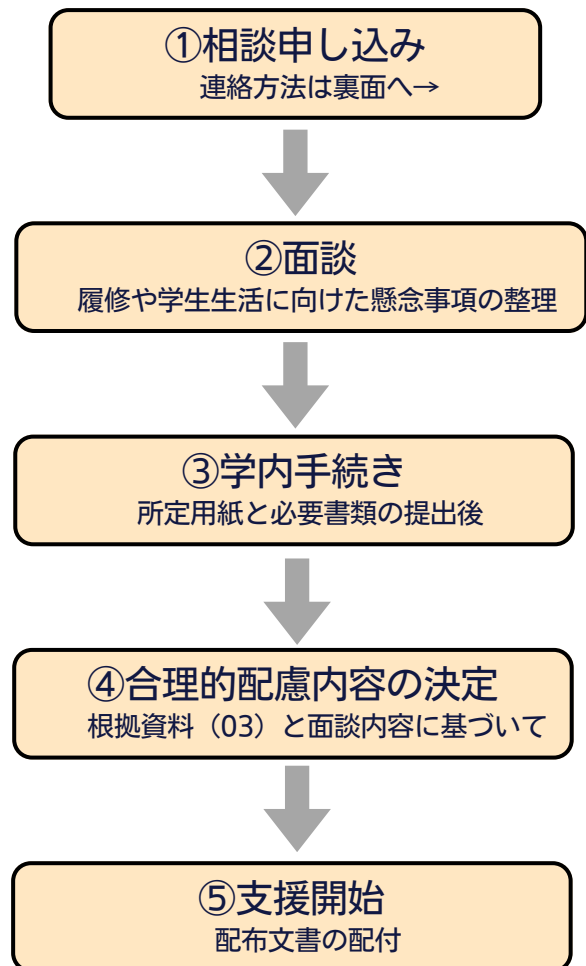
01 支援の対象となる学生

- (1) 身体障がい、精神障がい、発達障がいやその他の心身の機能の障がいにより、修学上著しい困難が生じている
- (2) 本人が支援の利用を希望している

* 治療での回復が可能とされる症状に対しては、可能な限り治療による症状軽減が優先され、合理的配慮の調整を見合わせる場合があります



02 申請手続きと流れ



03 根拠資料とは

以下のいずれかが必要となります

- 障害者手帳のコピー
- 診断書/意見書/検査結果（修学上支障となる特性等、必要な配慮内容が具体的に記載されたもの）
- 高等学校などからの支援の引継ぎ文書（支援内容がわかるもの）

04 合理的配慮として実施されている支援例

以下は例であり、実際の合理的配慮の内容は、障がい学生支援コーディネーターと学生が個別に相談しながらニーズを確認し、所定の手続きを経て決定します。

- ・ 座席位置の配慮（定期試験、授業）
- ・ 教室調整
- ・ 高さを変えられる机の配置
- ・ 板書の撮影許可
- ・ 講義の録音許可
- ・ 課題の提出期限の延長
- ・ 定期試験での時間延長
- ・ 別室受験（少人数）
- ・ 履修選択、履修相談
- ・ 情報取得支援
- ・ 車での送迎許可
- ・ 休憩場所の確保（電動車いすの充電等）
- ・ ノイズキャンセリングイヤホンの貸し出し（試用のみ）
- ・ 音声認識アプリでの情報保障
- ・ 体育実技の合理的配慮
- ・ スケジュールのサポート

文部科学省が提示する合理的配慮提供の方針に則って、障がいのある学生が、障がいのない学生と同等の教育の機会を得られるよう、建設的対話を通して環境調整ならびに合理的配慮を実施しています。

学生が希望する合理的配慮が教育に関わるものの場合、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを踏まえて希望に応じられないこともあります。教育の目的・内容・評価の本質を変えずに、代替措置や工夫が提供できないか柔軟に考えていきますが、公平な成績評価の保障を損なう評価基準の変更や合格基準を下げたり、卒業要件を緩和・変更したりすることはできません。そのため、高校までに受けたことがある支援内容がそのまま本学でも認められるわけではありません。希望する配慮を提供できない場合には、大学はその理由を説明して他の実現可能な方法を考えていきます。

- 教育の目的・到達目標・授業内容にかかわる本質的な変更は行わない。
授業の進め方を大幅に変更し、ほかの受講生の学習機会、安心安全を損なわない。
- 成績評価基準を変更したり合格基準を下げない。
教育目標を達成していない者を合格にしない。
- 欠席を出席扱いにしない。
- 卒業、修了要件は緩和したり、変更しない。
- 本学の体制、財政において過重な負担になる支援は行わない。

相談を希望する場合は、以下の内容をE-mailで学生生活課にお送りください。
学生に知らせない代理人による申請は受付できません。

- ①名前（ふりがな）
- ②学生番号
- ③所属学科・専攻・学年
- ④相談したい内容
- ⑤日中連絡のとれる電話番号・メールアドレス
- ⑥面談可能な日程（第3希望まで）



東京女子大学 学生生活課

TEL : [03-5382-6274](tel:03-5382-6274)

E-mail : gakusapo@list.twcu.ac.jp

開室時間：平日 9：00～17：00（11：25～12：25を除く）

*障がい学生支援コーディネーターが常駐しています。